

平成 29 年 3 月 27 日開会
平成 29 年 3 月 24 日閉会

平成 29 年

第 1 回定例会会議録

(第 2 日目)

小豆島町議会

開議 午前9時30分

○議長（森口久士君） おはようございます。

携帯電話をマナーモードに切りかえてください。

大変お忙しいところ、昨日に続きお集まりくださいます、ありがとうございます。

ただいまの出席議員は14名で、定足数に達しておりますので、本日の会議は成立しました。

これより会議を開きます。（午前9時30分）

直ちに日程に入ります。

日程はお手元に配付のとおりです。

~~~~~

日程第1 議案第1号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてから議案第20号平成29年度小豆島町介護保険施設事業会計予算までに対する質疑、討論、採決及び委員会付託

○議長（森口久士君） 日程第1、議案第1号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてから議案第20号平成29年度小豆島町介護保険施設事業会計予算までに対する質疑、討論、採決及び委員会付託を議題とします。

お諮りします。

審議の方法であります、この際1議案ごとに審議を行い、本日採決できる議案は直ちに採決し、採決できない議案については関係常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 異議なしと認めます。それでは、1議案ごとに審議を行います。

最初に、議案第1号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての質疑を行います。

本案については、本日採決いたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 質疑はないようですから、質疑を終わります。

本案については討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 異議なしと認めます。

これから採決します。

議案第1号は原案どおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 異議なしと認めます。よって、議案第1号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては原案どおり可決されました。

---

○議長（森口久士君） 次、議案第2号小豆島町高校生海外留学支援基金条例についての質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

本案については、教育民生常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 異議なしと認めます。よって、議案第2号小豆島町高校生海外留学支援基金条例については教育民生常任委員会に付託することに決定されました。

---

○議長（森口久士君） 次、議案第3号小豆島町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例についての質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

本案については、総務建設常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 異議なしと認めます。よって、議案第3号小豆島町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例については総務建設常任委員会に付託することに決定されました。

---

○議長（森口久士君） 次、議案第4号小豆島町介護老人福祉施設事業の設置に伴う関係

条例の整備に関する条例についての質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

本案については、教育民生常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 異議なしと認めます。よって、議案第4号小豆島町介護老人福祉施設事業の設置に伴う関係条例の整備に関する条例については教育民生常任委員会に付託することに決定されました。

---

○議長（森口久士君） 次、議案第5号小豆島町簡易水道事業を小豆島町水道事業に統合することに伴う関係条例の整備に関する条例についての質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

本案については、総務建設常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 異議なしと認めます。よって、議案第5号小豆島町簡易水道事業を小豆島町水道事業に統合することに伴う関係条例の整備に関する条例については総務建設常任委員会に付託することに決定されました。

---

○議長（森口久士君） 次、議案第6号小豆島町奨学資金貸付条例の一部を改正する条例についての質疑を行います。

本案については、本日採決いたします。

質疑はありませんか。7番藤本議員。

○7番（藤本傳夫君） これにつきまして高校が統合したからということで、町内の高等学校を卒業し云々が削除されたと思うんですけども、そうなった場合、高校生の間で差が出てくるということで、土庄町は現在どういう対応をしているのかと、土庄町にそういう奨学資金を作成するような依頼のようなことはあったんですかどうですか。

○議長（森口久士君） 教育部長。

○教育部長（坂東民哉君） 土庄町の奨学金につきましては、本町の教育委員会が管轄しております一般奨学金のほうが本町5万円ですけど、土庄町は3万円です。

保健・医療・福祉のほうについては、土庄町は、看護師、保健師等に限定されておりますけど、金額は月額6万円というふうに聞いております。

今回の奨学金の本町の改正につきましては、土庄町と特に協議は行っておりません。以上です。

○議長（森口久士君） 藤本議員。

○7番（藤本傳夫君） 土庄町も似たような制度があるんですけどいいんですけども、金額的にもそろってくれたほうが小豆島に住んどる人間としては、姉弟としては都合がいいと思いますんで、そういうふうな働きかけを何かの都合があればお願いします。

それと、この場合、資金を借りて、一度よそで就職して1年か2年してやめて戻ってきて、小豆島へ就職した場合、奨学金の返還の一度よそへ就職したら返還が始まると思うんですけども、その場合、やめて戻ってきた人の小豆島で就職した場合も返還を継続するということですか。大体このごろ大学生1割2割ぐらいは、初年度にやめる人が多いんで、そういう状態どうなんでしょうか。

○議長（森口久士君） 教育部長。

○教育部長（坂東民哉君） 大学を卒業後、1年間の猶予期間がございます。例えば3年間、島外で働いた、この場合は1年間猶予がございますので、返還は2年分をしております。3年終わった後、小豆島に帰ってきた場合、残り6年分の返還が残っております。この6年分について、そこから8年間、今回の改正では5年間になりますが、5年間が経過したら、その残りの6年分が免除になるというふうに考えております。以上です。

○議長（森口久士君） 藤本議員。

○7番（藤本傳夫君） それなら、小豆島へ戻ってきて就職してくれるという趣旨に合うんで、それで結構だと思います。

それと、今まで高校生で小豆島高校へ行きよって奨学金もろた土庄出身の生徒がおると思うんですけど、それは何人ぐらいおったんでしょうか。

○議長（森口久士君） 教育部長。

○教育部長（坂東民哉君） それについては、本奨学金制度を大きく見直したのが24年です。小高の在校生、土庄町に住民票があって、小高の卒業生を対象にしたのが25年だったと思うんですけど、これまでに2名おります。以上です。

○議長（森口久士君） ほかに質疑はありませんか。13番浜口議員。

○13番（浜口 勇君） ただいま藤本議員の質問にもありましたけど、例えば卒業後5年、島外に就職し、その後、小豆島へ帰ってくるということになった場合に、この場合は5年間は償還をし続けなければいけないということになるのかな。それはちょっと趣旨からいうとおかしいんじゃないかなという気がするんやけどな。例えば3年とか5年とか島外で就職してスキルアップをして、小豆島へ帰ってくるというような方は、むしろ償還した分を逆に返さないかんとちゃうかなという気がするけど、一般的に。これはやっぱり趣旨がいきなり帰らすということよりも、スキルアップして、こっちに帰ってきて、島へ貢献することになれば、この趣旨からいうたら、むしろ返還したほうが本人に返してやるという、そういう考え方はならんのかいなと思いますけど。

○議長（森口久士君） 教育部長。

○教育部長（坂東民哉君） 一応1年間の猶予期間がございますので、新卒の年か、できたら1年以内に帰っていただければ、例えば大学4年ですと、8年間で全部返還が免除になります。

ただ、先ほども藤本議員のほうに答弁いたしましたけど、例えば5年経過して帰ってきた場合は、1年猶予で4年間返還しておりますので、帰ってきてから残りの4年間分を猶予期間が経過すれば、残りの4年間分が免除というふうに基本考えております。

今、浜口議員のご指摘のように考えますと、例えば1年猶予で8年間返済した、9年後に帰ってきた、そっからずっと小豆島のほうにおったら、その8年分を過去にさかのぼって返還ということも考えていかないかんといいところもございますので、そこはやっぱりそれぞれその人が借りた本人のご意思とか家庭環境いろいろあると思いますけれども、それはもう一旦返還していただいた分を返すことはしない。それ以降の返還分について免除をするというんが基本的な考え方だと考えております。以上です。

○議長（森口久士君） よろしいですか。浜口議員。

○13番（浜口 勇君） 実は、例えば香川県の先生になった、最初はなかなか小豆島に帰らずによそで修行みたいな形で勤務するようになります。そういうやがて小豆島へお帰りになるじゃろうと思われませんが、帰ってきたときにやはり先生になるということは、小豆島の教育に対する熱意とかそういうのがあって帰ってくるために先生になったというようなことが考えられるんですが、ちょっとそこは僕はおかしいかなという気がするんやけどな。もうちょっと考えてもらえんかと思うんやけど、そういうことを。

○議長（森口久士君） 教育部長。

○教育部長（坂東民哉君） 今、ご指摘のあった教員については、24年の改正当時に帰っ

てきたそのあたりの条件について、教員についての取り扱いについても検討したというふうに引き継ぎを受けております。その24年の改正時においては、教員についてだけ特別扱いはしないということで、現在の条例というふうに聞いております。

ただ、ご指摘がありましたので、今後もこの奨学金ずっとこのままということではなくて、随時必要な見直しは行ってまいりたいと考えておりますので、その中で議論をしていきたいと思っております。以上です。

○議長（森口久士君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

議案第6号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 異議なしと認めます。よって、議案第6号小豆島町奨学資金貸付条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

---

○議長（森口久士君） 次、議案第7号小豆島町保健医療福祉関係職修学資金貸付条例の一部を改正する条例についての質疑を行います。

本案については、本日採決いたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

議案第7号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 異議なしと認めます。よって、議案第7号小豆島町保健医療福祉

関係職修学資金貸付条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

---

○議長（森口久士君） 次、議案第8号小豆島町印鑑条例の一部を改正する条例についての質疑を行います。

本案については、本日採決いたします。

質疑はありませんか。4番松下議員。

○4番（松下 智君） 1点確認いたします。

男女別を印鑑条例は、それを廃止するという事なんですけども、戸籍とか住民基本台帳はちょっと難しいかもわからんけども、ほかに役所に申請する場合、男女別をもう廃止する申請とか許認可、そういった場合に男女の項目を廃止するような動きはありませんか。

○議長（森口久士君） 住民課長。

○住民課長（細井隆昭君） ほかの印鑑証明よりほかに証明のほうから男女の別を廃止するというような動きがあるかないかというご質問だと思いますけども、性同一性障害に関する団体関係のほうから、そういう申請についてまた証明について廃止できるところは、削除できるところはするようにという要望書が国のほうにも上がっておるようでございまして、この印鑑登録の証明につきましては、各市町村の条例によって明記されているものでございますので、この議会において、それを削除するというような議案を上げさせてもらったところでございます。

そのほかに当課としましては、住民票等の写しを交付ということでございますけども、これにつきましては、住民基本台帳法のほうで男女の別は記載必須項目となっておりますので、なかなか難しいと。また、そのほかの各課に当たります申請証明等につきましても、もとになります法令等に照らし合わせて削除できるところでは、削除していくようにという動きがあるのは存じております。以上でございます。

○議長（森口久士君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

議案第8号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 異議なしと認めます。よって、議案第8号小豆島町印鑑条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

---

○議長（森口久士君） 次、議案第9号小豆島町税条例等の一部を改正する条例についての質疑を行います。

本案については、本日採決いたします。

質疑はありますか。4番松下議員。

○4番（松下 智君） 1点だけちょっと確認なんですけども、昨日、税務課長の説明の中で、私の理解が乏しかった面があるかと思うんですけども、確認させていただきます。

最初の法人税割の税率の件なんですけども、今まで100分の9.7が100分の6となると、それで町税が減少になる。1千何百万円と言われたと思うんですけども、その減少になった分を交付税で補填すると言われたんですかね。そこら辺の説明をもう一度ちょっと確認の上でお願いしたいと思います。

○議長（森口久士君） 税務課長。

○税務課長（川崎智文君） 法人町民税につきまして9.7から6%、3.7%の減収という形になります。それで、およそ28年度ベースで考えますと、1,800万円の減収になりますが、この制度そのものは法人課税の地域偏在を解消するためのもので、国税である法人税が逆に同じだけ上がることになります。法人税負担する企業にとっては、負担総額は変わりません。国税で増えた分につきましては、それが全て交付税の財源となりますので、交付税を通して、その分だけ地方に配分されてくる形になります。

それにつきましては、大都市等で交付税のない不交付団体につきましては、もう減収分だけ減収になりますけれど、小豆島町のような交付税の交付団体につきましては、税収以上の配分が見込まれるという形になっております。以上、説明であります。

○議長（森口久士君） 松下議員。

○4番（松下 智君） 単純に考えたら何のためにそれだったら改正するんですかね。町の法人税は下がって、交付税は上がる。トータルしたら、補填された分をあわせたら町税分が増えると。改定の目的は何でしょう、ちょっと教えてほしい。

○議長（森口久士君） 税務課長。

○税務課長（川崎智文君） 大都市と地方の団体におきまして、法人課税税収自身基盤と

いうんがかなりの差があります。大都市等につきましては、もう十分な法人の税収が集まるんですけど、地方におきましては、その部分がかかなり弱いという形ですので、そこを補填して、交付税を通して、個々の地方団体の自主財源といいますか、自由になるお金の部分を増やしていこうという改正を行うというふうに総務省の制度改正をお伺いしております。

○議長（森口久士君） 松下議員。

○4番（松下 智君） もう返答は要りませんけども、私の思いは、この法人税下がった分を国税の法人税が上がった分で補填するというんやったら、地方交付税の財源も国の所得税が入ってますから、ちょっとこの改定の意味が私は理解できませんけども、税務課長がおっしゃったことは理解はできますけども、何でこれをするんかというんがまだぴんとできませんけども、返答は結構です。ありがとうございました。

○議長（森口久士君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

議案第9号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 異議なしと認めます。よって、議案第9号小豆島町税条例等の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

---

○議長（森口久士君） 次、議案第10号小豆島町介護保険条例の一部を改正する条例についての質疑を行います。

本案については、本日採決いたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

議案第10号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 異議なしと認めます。よって、議案第10号小豆島町介護保険条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

---

○議長（森口久士君） 次、議案第11号小豆島町指定地域密着型サービス等の事業の人員、設備及び運営等の基準等を定める条例の一部を改正する条例についての質疑を行います。

本案については、本日採決いたします。

質疑はありませんか。7番藤本議員。

○7番（藤本傳夫君） 指定地域密着型通所介護事業所というんは、要するに毎日通ってきて、そこで昼間おって、夜、家帰るという日常、そういう理屈になっとんですけども、ただし理由がある場合はそこで泊まってもよろしいと。その場合、その理由のつけ方といいますか、結局1月ずっとおるといふ人も中におると聞くんですけども、その辺の見きわめはどうなっとんのでしょうか。

○議長（森口久士君） 高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（堀内宏美君） 今、議員さんがおっしゃってるのは、小規模多機能型居宅介護施設のことをおっしゃっているのかと思いますが、それぞれの施設のほうで運営推進会議という会議を持っておりまして、その中で家庭の事情でありますとか、ご本人の介護度にあわせて、皆さんの意見を聞いた上で決定をしております。

○議長（森口久士君） 藤本議員。

○7番（藤本傳夫君） その会議の中で、この人は絶対家に帰しなさいよということはあるのでしょうか。

○議長（森口久士君） 高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（堀内宏美君） その会議の中で、やはり1月泊まっていらっしゃる方については、それなりの理由があつて、そこでこの方やっぱり帰したほうがいいですよという意見は余り出てないように思います。

○議長（森口久士君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

議案第11号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 異議なしと認めます。よって、議案第11号小豆島町指定地域密着型サービス等の事業の人員、設備及び運営等の基準等を定める条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

---

○議長（森口久士君） 次、議案第12号小豆島町辺地総合整備計画の変更についての質疑を行います。

本案については、本日採決いたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

議案第12号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 異議なしと認めます。よって、議案第12号小豆島町辺地総合整備計画の変更については原案のとおり可決されました。

---

○議長（森口久士君） 次、議案第13号平成29年度小豆島町一般会計予算の質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

本案については、総務建設常任委員会所管分は総務建設常任委員会に、教育民生常任委

員会所管分は教育民生常任委員会に付託をして審査をしていただくことにしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 異議なしと認めます。よって、議案第13号平成29年度小豆島町一般会計予算は総務建設常任委員会及び教育民生常任委員会に付託をして審査をしていただくことに決定されました。

---

○議長（森口久士君） 次、議案第14号平成29年度小豆島町国民健康保険事業特別会計予算の質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

本案については、教育民生常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 異議なしと認めます。よって、議案第14号平成29年度小豆島町国民健康保険事業特別会計予算は教育民生常任委員会に付託することに決定されました。

---

○議長（森口久士君） 次、議案第15号平成29年度小豆島町後期高齢者医療事業特別会計予算の質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

本案については、教育民生常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 異議なしと認めます。よって、議案第15号平成29年度小豆島町後期高齢者医療事業特別会計予算は教育民生常任委員会に付託することに決定されました。

---

○議長（森口久士君） 次、議案第16号平成29年度小豆島町介護保険事業特別会計予算の質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

本案については、教育民生常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 異議なしと認めます。よって、議案第16号平成29年度小豆島町介護保険事業特別会計予算は教育民生常任委員会に付託することに決定されました。

---

○議長（森口久士君） 次、議案第17号平成29年度小豆島町介護サービス事業特別会計予算の質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

本案については、教育民生常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 異議なしと認めます。よって、議案第17号平成29年度小豆島町介護サービス事業特別会計予算は教育民生常任委員会に付託することに決定されました。

---

○議長（森口久士君） 次、議案第18号平成29年度小豆島町介護予防支援事業特別会計予算の質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

本案については、教育民生常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 異議なしと認めます。よって、議案第18号平成29年度小豆島町介護予防支援事業特別会計予算は教育民生常任委員会に付託することに決定されました。

---

○議長（森口久士君） 次、議案第19号平成29年度小豆島町水道事業会計予算の質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

本案については、総務建設常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ありま

せんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 異議なしと認めます。よって、議案第19号平成29年度小豆島町水道事業会計予算は総務建設常任委員会に付託することに決定されました。

---

○議長（森口久士君） 次、議案第20号平成29年度小豆島町介護保険施設事業会計予算について、介護老人保健施設事務長より発言の申し出がありますので、発言を許します。介護老人保健施設事務長。

○介護老人保健施設事務長（岡本達志君） 昨日説明しました予算の中で訂正があります。お手数ですが、別冊平成29年度介護保険施設事業会計当初予算書及び説明書の2ページをお願いいたします。

第6条の議会の議決を経なければ流用できない経費として交際費300万円となっておりますが、正しくは30万円です。訂正しておわびいたします。

○議長（森口久士君） それでは、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

本案については、教育民生常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 異議なしと認めます。よって、議案第20号平成29年度小豆島町介護保険施設事業会計予算は教育民生常任委員会に付託することに決定されました。

本日、各委員会に付託しました議案の審査報告は、3月16日の本会議にお願いします。

以上をもって本日の日程は全部終了しました。

次回は3月9日木曜日午前9時30分から会議を開きます。

本日はこれをもって散会します。

ご苦労さまでした。

散会 午前10時02分